

平成 30 年 10 月

お客様各位

外国送金等取引を行うお客様へのお願い

各金融機関において、マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金調達の防止に向け、お客様から仕向送金、被仕向送金を受け付ける際には、厳格な確認をする義務が課されています。

お客様におかれましては、以下の点についてのヒアリングおよび書類の提示につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お伺いした内容や、提示していただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

また、当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

なお、当金庫では、当金庫に口座を開設されていないお客様、現金及び直前に口座へ入金された資金による国外送金は承っておりませんので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

敬 具

	仕向送金	被仕向送金
ヒアリング内容	[ご依頼人に関する事項] <ul style="list-style-type: none">・ ご職業・ 事業内容・ 取引目的・ お受取人とのご関係等・ 送金資金の原資 [お受取人に関する事項] <ul style="list-style-type: none">・ 生年月日、国籍等	[お受取人に関する事項] <ul style="list-style-type: none">・ ご職業・ 事業内容・ 取引目的・ ご送金人とのご関係等 [ご送金人に関する事項] <ul style="list-style-type: none">・ 生年月日、国籍等
書類提示	<ul style="list-style-type: none">・ 本人確認書類・ 送金資金の原資について証明する書類・ 送金目的および受取人との関係を確認できる 9 書類 (ご提示いただく書類については、個別にご相談ください。)	

※必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加する場合がございます。

熊本第一信用金庫

審査部：096-355-6118 (担当：宮本)